

大阪地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号 消費税等更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(姫路税務署長)

令和6年11月28日却下・棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	酒井 尚土
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	姫路税務署長 松本 智香子
同指定代理人	塚上 公裕
同	花谷 愛華
同	平山 峻次
同	中村 和音
同	杉浦 弘浩
同	一橋 直美
同	東 正幸
同	岩崎 麻衣
同	川上 貴大

主 文

- 1 原告の訴えのうち、別紙1却下部分目録記載の部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課

決定処分を取り消す。

- 4 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分を取り消す。
- 5 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、令和5年3月30日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

1 本判決で用いる略語

以下、別紙2略語一覧表記載のとおり略語を用いる。ただし、理解の便宜のため、括弧書きで略語を記載することがある。

2 事案の概要

本件は、甲（甲）が代表取締役を務める株式会社である原告が、姫路税務署長から、令和3年12月24日付けで、平成29年12月課税期間から令和2年6月課税期間まで（本件各課税期間）に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の各更正処分（本件消費税等各更正処分）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）並びに令和元年12月期に係る法人税の更正処分（本件法人税更正処分）を受けたため、被告を相手に、本件各処分（ただし、本件法人税更正処分については、令和5年3月30日付け裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求める事案である。

本件訴訟において争われている点は、主として、①平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間において、原告が消費税等の免税事業者（前々事業年度の課税売上高が1000万円以下）であるか否か、具体的には、平成27年12月期及び平成28年12月期（本件各期）の本件下宿営業の売上に係る収益が実質的に原告に帰属しているか否かという点（争点1）、②令和元年12月課税期間及び令和2年6月課税期間における原告名義の本件各金地金の購入（本件各仕入れ）の法律効果が原告に帰属しているか否かという点（争点2）、③平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間に係る消費税等の還付金（本件各還付金）が、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否かという点（争点3）である（なお、本案前の争点として、申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの利益があるか否かも問題となる。）。

3 関係法令の定め

別紙3記載のとおり。

- 4 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記なき限り枝番号を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成19年3月15日、有限会社Bを商号変更して株式会社に移行した、定款記載の目的を下宿、ホテル、旅館等の宿泊施設の経営並びに不動産の売買、賃貸及びその仲介、管理等とする法人である。原告の代表取締役は甲であり、甲以外の役員はいない。

(乙1)

イ 甲の母である乙（乙）は、生前、Cの屋号で旅館業を営んでいた者であり、令和3年1月●日に死亡した（乙7）。

(2) C

ア Cは、兵庫県姫路市に所在する宿泊施設であり、本件各期においては、本館（別表1順号5。ただし、建物の一部は原告の自宅である。）、2号館（同順号6）及び3号館（同順号7）があった。

なお、平成30年8月27日に「D」という建物（D。別表1-4順号11）が建設され、同年9月29日、2号館が取り壊された。

イ 甲は、本件各期当時、個人としてCの旅館業許可及び飲食店営業許可を受けていたが、その許可の対象である土地及び建物（本件許可施設）は、本館の一部（帳場、厨房、食堂に係る1階部分）及び3号館と敷地の一部（別表1順号1の土地その他1筆）である。

本件の「争点1」は、本件各期における、Cの名称又は屋号で本件許可施設以外の施設（本件許可外施設）において行われた下宿営業（本件下宿営業）の売上げに係る収益が、原告に帰属するか否か（すなわち、本件下宿営業の経営者が原告であったか否か）である。

(3) 金地金の購入等

原告及び甲は、令和元年12月課税期間において別表2-1のとおり、令和2年6月課税期間において別表2-2のとおり、その外形上、①原告が、購入先業者から金地金を購入し（先物取引に係る買い注文の受渡決済を含む。）、②原告が、購入した金地金を甲に引き渡し、③甲が、原告から引き渡しを受けた金地金を売却先業者に売却し、売却代金を取得する、という一連の取引を行った。

なお、別表2-1順号1の金地金の購入（上記①）が「本件仕入れ1」であり、本件仕入れ1で購入された金地金が「本件金地金1」であり、別表2-2順号2～4に関する略語も、数字以外はこれと同様である。さらに、本件仕入れ1～4が「本件各仕入れ」、本件金地金1～4が「本件各金地金」である。

本件の「争点2」は、本件各仕入れに係る法律効果が実質的に甲に帰属するか否かである。

(4) 原告の確定申告等

ア 法人税等の申告（乙59）

(ア) 平成27年12月期及び平成28年12月期（本件各期）

原告は、平成28年2月29日、姫路税務署長に対し、売上高を798万8400円とする法人事業概況説明書を添付して、平成27年12月期の法人税等の確定申告書を提出し、平成29年3月1日、売上高を505万6000円とする法人事業概況説明書を添付して、平成28年12月期の法人税等の確定申告書を提出した。

原告は、平成31年2月18日、姫路税務署長に対し、本件各期の法人税等の修正申告書を提出した。本件各期の修正申告書には、それぞれ決算報告書が添付されており、平成27年12月期の売上高が1098万4340円、平成28年12月期の売上高が1095万3800円である旨が記載されていた。

(イ) 令和元年12月期

原告は、令和2年2月17日、姫路税務署長に対し、別表3-2の「確定申告」欄記載のとおり記載した、令和元年12月期の法人税等の確定申告書を提出した。

この確定申告においては、①本件各還付金は、益金の額に算入されておらず（このよ

うな処理の適否が本件の「争点3」である。)、②本件金地金1の出庫料(本件出庫料)は、損金の額に算入されていた(争点2関係)。

イ 消費税等の申告(乙60~62)

(ア)原告は、平成31年2月18日、姫路税務署長に対し、上記ア(ア)の修正申告により本件各期の課税売上高がそれぞれ1000万円を超えることになったとして、平成27年12月期を基準期間とする平成29年12月課税期間を適用開始課税期間とした消費税課税事業者届出書を提出した。

(イ)原告は、姫路税務署長に対し、平成31年2月23日、別表3-1の「確定申告」欄記載のとおり記載した、平成29年12月課税期間の消費税等の確定申告書を提出し、同月25日、同じく平成30年12月課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。

これらの確定申告においては、①平成29年12月課税期間につき、大阪市西成区内に建設した寄宿舍及び簡易宿舍としての建物(本件大阪建物)やベッド等の設備の取得価額が、②平成30年12月課税期間につき、Dの取得価額が、それぞれ課税仕入れとして仕入税額控除の対象とされていた(争点1関係)。

(ウ)原告は、平成29年12月課税期間は消費税法上の課税事業者であることを前提に、同課税期間に行われた本件大阪建物の建設等は消費税法12条の4における自己建設高額特定資産の建設等に当たり、令和元年12月課税期間について課税事業者該当するものとして、令和2年2月6日、姫路税務署長に対し、別表3-1の「確定申告」欄記載のとおり記載した、令和元年12月課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。

この確定申告においては、本件金地金1の購入金額の総額9755万7900円(別表2-1順号1)から本件先物差益を控除した本件支出額1等が、課税仕入れとして仕入税額控除の対象とされていた(争点1関係)。

(エ)原告は、令和元年12月26日、姫路税務署長に対し、消費税課税期間特例選択届出書を提出し、令和2年1月以降の課税期間を3か月ごとの期間に短縮した。

(オ)原告は、姫路税務署長に対し、令和2年4月6日、別表3-1の「確定申告」欄記載のとおり記載した、令和2年3月課税期間の消費税等の確定申告書を提出し、同年7月1日、同じく令和2年6月課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。

令和2年6月課税期間の確定申告においては、本件金地金2~4の購入金額である別表2-2順号2~4の各「購入金額(税込)」欄記載の金額(本件支出額2~4)が、課税仕入れとして仕入税額控除の対象とされていた(争点2関係)。

ウ 消費税等の還付(甲10)

姫路税務署長は、原告に対し、上記イの消費税等の確定申告に基づき、平成31年3月18日、平成30年12月課税期間の消費税等の還付金129万6530円を還付し、同月25日、平成29年12月課税期間の消費税等の還付金1589万9842円を還付した(本件各還付金)。

(5) 本件各処分(甲2~9の2)

姫路税務署長は、令和3年12月24日、原告の消費税等について別表3-1の「更正処分等」欄のとおり、法人税について別表3-2の「更正処分」欄のとおり、本件各処分をした。

(6) 審査請求等(甲10)

ア 原告は、令和4年4月27日、国税不服審判所長に対し、本件各処分 of 取消しを求めて審査請求をした。

イ 国税不服審判所長は、令和5年3月30日、本件法人税更正処分の一部を取り消し、その他の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(7) 本件訴えの提起（顕著な事実）

原告は、令和5年7月11日、本件訴えを提起した。

5 争点

(1) 申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの利益（本案前の争点）

(2) 本件各期において本件下宿営業から生ずる収益が原告に帰属するか否か（争点1）

(3) 本件各仕入れに係る法律効果が実質的に甲に帰属するか否か（争点2）

(4) 本件各還付金が、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か（争点3）

6 争点に関する当事者の主張の骨子（本案前の争点については省略）

(1) 本件各期において本件下宿営業から生ずる収益が原告に帰属するか否か（争点1）

（被告の主張）

ア 法人税は、その営む事業から生ずる所得に着目して課せられる税としての基本的性格を有するから、納税義務者は、当該事業収益の帰属主体であり、事業収益の帰属者が誰であるかは、当該事業が営まれている事業所をめぐる権利関係、事業から生じた売上金の管理形態、経費の負担関係、従業員に対する指揮監督状況などを総合して判断されるべきである。

イ 原告は、①旅館業及び飲食店営業の許可を得ていない上、②本件下宿営業に従事する従業員を有しておらず、③本件下宿営業を営むために必要な土地建物等の所有権や利用権を有していてもいない。また、④原告は、本件下宿営業の利用料金の支払を受ける地位になかった（利用代金の請求書においては、請求人名義はCとされ、本件各甲口座が振込先口座とされていた。）。加えて、対外的に、本件下宿営業を含むCの代表は甲とされていた。

これらの事情からすれば、原告は、本件下宿営業を開始し、維持・継続する権限を有する者、すなわち、本件下宿営業の経営者であるとは認められない。

ウ したがって、本件各期における本件下宿営業から生ずる収益は、原告に帰属しないというべきである。

（原告の主張）

ア 上記①につき、原告は、Cの営業のうちには、旅館業法上許可を要する旅館業と、同法の許可を要しない下宿営業（ビジネス下宿）が存在しており、原告が営んでいるのは後者（本件下宿営業）であるとの認識の下で事業を行ってきた（本件下宿営業は、旅館業法が定める旅館業には該当せず、同法上の許可は不要である。）。法人税法上は違法な所得であっても所得を構成することなどからしても、許可の有無は本件において殊更に重要視されるべきものではない。

上記②につき、原告は、留守番だけの従業員でも事業が成り立つ仕組みを構築して、乙の事業の従業員を利用するなどしており、本件下宿営業に従事する従業員を有している。法人税等の申告書に人件費は計上されていないが、これは従業員との間で請負契約を締結していたからにすぎない。原告が従業員を雇用した契約書等は残っていないが、募集をか

けた時の求人広告に関するデータが残っている。

上記③につき、原告は、本件各期において、本件下宿営業を営むための不動産を乙から借り受けており、その利用権を有していた。原告代表者である甲と乙が親子であったため、その契約書等は作成されていないが、不自然なことではない。

上記④につき、「C」は、本館、2号館、3号館、Dなどの事業の共通の屋号であり、これらの宿泊等の受付や経理等は全て共通の事務所で行われていたのであるから、請求人名義が「C」となっていることは何ら不自然ではない。本件各期当時、利用客から入金された利用料金（売上）は、建物の全体的な利用状況等に鑑みて乙や原告に合理的に配分されていた。

イ 以上によれば、原告は本件下宿営業の経営者ではないとする被告の主張はいずれも誤りであり、本件各期における本件下宿営業から生ずる収益は原告に帰属する。

(2) 争点2（本件各仕入れに係る法律効果が実質的に甲に帰属するか否か）

（被告の主張）

ア 実質所得者課税及び実質行為者課税の原則

法人税法11条の実質所得者課税の原則の定めや、消費税法13条1項の実質行為者課税の原則の定めは、課税物件等の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきことをいうものと解される（法律的帰属説）。

本件各仕入れは、原告と購入先業者との売買契約であるから、その法律効果は形式的には原告に帰属する。しかし、以下のとおり、本件各仕入れに係る法律効果は、実質的に甲に帰属するというべきである。

イ 本件各金地金に係る一連の取引の実態

本件各金地金に係る一連の取引は、外形上、①甲が、原告に対し、金銭を交付する、②原告が、甲から交付を受けた金銭等で、購入先業者から金地金を購入する、③原告が、購入先業者から購入した金地金を甲に引き渡す、④甲が、原告から引渡しを受けた金地金を売却先業者に売却し、売却代金を取得する、というものである。

本件各仕入れに係る購入資金の大半は甲が負担していること、原告は購入先業者から引渡しを受けた本件各金地金を甲に引き渡し、甲が本件各金地金を保管していること、甲は本件各金地金を売却先業者に売却し、売却利益を含む売却代金を取得していること、原告は本件各金地金の売却に係る利益を取得していないことからすれば、本件各金地金に係る一連の取引は、甲の資金を原資として、甲に利益が生じるものであり、原告にとって利益が生じるものではない。

また、原告は、本件各金地金を合計2億9544万7900円で購入したとして、消費税等の還付金相当額が合計4435万1301円であるとして消費税等の還付を求める一方、甲は、消費税等の確定申告を行っていない（これは、甲が免税事業者であることを前提にしているものと思われる。）。つまり、本件各仕入れに原告が関与することで、原告が行った本件各金地金の購入に関し、原告が仕入税額控除に係る消費税等の還付金の支払を受けられる一方、甲が行った本件各金地金の売却に関しては、甲が消費税等の納税を免れる仕組みとなっており、これは、仕入税額控除に係る消費税等の還付金の獲得を目的としたものというべきである。

以上のとおり、本件各金地金に係る一連の取引は、甲の資金を原資として、甲に利益が生じ得るものであり、原告が本件各仕入れを行う目的は、仕入税額控除による消費税等の還付金の支払を受けることにあった。

ウ 本件各仕入れの実質的な法律効果

このような本件各金地金に係る一連の取引の実態に照らせば、その実質的な法律関係は、原告が、甲から、原告の名で購入先業者から金地金の売買契約等を締結することの委任を受け、かかる委任事務を処理するための費用として資金（購入原資）の提供を受けたにすぎないと解するのが相当である（なお、この委任契約には報酬の合意はないし、実際に報酬の支払もない）。そして、かかる委任契約の内容に照らせば、原告と甲との関係においては、本件各仕入れの効果は甲に及ぶ、すなわち、本件各仕入れがあれば、特段の合意がなくとも、金地金の所有権が甲に移転するとの合意も含まれていたと解するのが相当である。

以上によれば、本件各仕入れは、原告と甲の委任契約に基づき、原告が行ったものであり、また、原告は、本件各仕入れを行うにつき、甲から報酬等を得ていないことからすると、本件各仕入れに係る法律効果は実質的に甲に帰属するというべきである。

（原告の主張）

ア 原告と甲との基本的な合意内容

甲と原告との間で成立していた基本的な合意内容は、以下のようなものであり、民法上の一般的な質権設定契約とは異なるものであった。

- ① 原告が事業資金で金地金等を購入し、引渡しを受ける。
- ② 原告が甲から事業資金として借り入れた資金で購入した場合及び原告が自己資金で購入したものについて担保の対象とされた場合には、甲が対象となる金地金等をその担保として質権設定者たる原告から引渡しを受け、処分等を含めた利用をすることができる（甲は、流質以外の場合にも随時、処分等を行うことができる。）。ただし、甲は金地金等を処分する義務を負っているわけではない。
- ③ 甲は、原告や関連法人から預かった同種の金地金等については、場所的、物理的に区分することなく保管することができる。
- ④ 甲が担保物の処分等の利用によって得た利益又は損失は、最終的に甲に帰属する（なお、甲が担保物の処分等をしただけでは、まだ甲に利益は確定的には生じていないことに留意が必要である。甲は、下記⑤の清算のため、いったん質物を売却した場合には同種・同等・同量の金地金等を買戻さなければならず、これによって初めて甲に利益又は損失が生じることとなるからである。）。
- ⑤ 甲と原告が合意した時期に、甲が担保物の金地金等（同種・同等・同量の金地金等を含む。）を原告に返還するのと引換えに、原告は甲に対して借入金の弁済を行う（清算）。
- ⑥ 原告は、金地金等を、相場の状況を見ながら売却又は保有する。

原告が、清算に伴い原告に返還された金地金等又は原告が自己資金で購入し担保の対象にもならなかった金地金等について、売却をした場合には、当該金地金等の売却による利益又は損失は、原告に帰属することになる。

イ 基本的な合意内容の根拠

合意内容の認定に当たって最も重要であるのは、その当事者の意思であり、本件におい

ては、原告の代表取締役であり、他方当事者でもある甲の意思が最も重要である。そして、原告と甲が上記アのような内容の合意をしていたことは、本件契約書（乙44）、本件物品借用書1-1・2（乙44、45）、本件覚書（乙52）、本件物品借用書2-1・2（乙52、53）等の内容からもうかがわれる。

原告及び甲は、上記アの合意内容につき、一般的で正当な商行為との認識を有していたものである。この合意内容を合理的に解釈すれば、純粋な民法上の質権設定契約ではなく、消費寄託類似の合意が含まれた独自の合意であったと考えることが可能であり、金地金の特性からすれば不自然不合理なものではなく、むしろ合理的なものである。

また、実際に、原告と甲との間では、令和3年に清算（借入金の弁済と金地金等の返還）が完了している。また、甲は、清算完了による所得について、確定申告を行った。

(3) 争点3（本件各還付金が、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か）

（被告の主張）

法人が消費税等の経理処理につき税込経理方式（仕入れに係る消費税等を資産の取得価格又は費用に含め、売上げに係る消費税等を収益に含める方式）を採用している場合には、法人税の課税所得金額の計算上、還付を受ける消費税等は益金の額に算入される。また、消費税等は、申告納税制度を採用しており、還付されるべき消費税額は、消費税等の納税申告書を提出したときに確定する。したがって、法人が対象となる課税期間に税込経理方式を採用する場合、還付を受ける消費税等は、納税申告書に記載された税額についてはその納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入することになる。

本件についてみると、法人税等の確定申告書上、原告の平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間の消費税等の税務処理については、税込経理方式が採用されていた。また、原告の上記各課税期間の消費税等の各還付申告書は、いずれも平成31年2月中（令和元年12月期）に提出されている。

よって、本件各還付金は、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入される。

（原告の主張）

ア 原告は、一貫して税抜経理方式を採用しており、平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間の消費税等の税務処理につき、税込経理方式を採用していない。よって、本件各還付金は、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるべきではない。

イ 仮に、争点2において被告が主張するとおり、本件各仕入れの実質的な法律効果が原告に帰属しないのであれば、本件各還付金についても原告に帰属しないはずであり、法人税においても、原告の収益、所得を構成しないこととなるはずである。被告の主張には矛盾がある。

第3 当裁判所の判断

1 申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの利益（本案前の争点）について

原告は、本件消費税等各更正処分及び本件法人税更正処分（ただし、令和5年3月30日裁判により一部取り消された後のもの）の全部の取消しを求めている。

しかし、消費税や法人税のように納付すべき税額の確定手続につき申告納税方式によること

とされている国税においては、納付すべき税額は、原則として納税者の申告により確定し、納税者が、確定申告をした後、所得金額や納付すべき税額等につき申告した額が過大であったとして（翌期へ繰り越す欠損金額については申告した額が過小であったとして）その誤りの是正を求めるためには、所定の期間に更正の請求を行うことが必要である（国税通則法23条）。そのため、確定申告後に増額更正処分を受け、その取消しを求める場合、既に自ら確定申告をしている以上、確定申告に係る所得金額や納付すべき税額等を下回る部分（翌期へ繰り越す欠損金額については上回る部分）までの取消しを求めるには更正の請求を経ることが必要であって、更正の請求を経ないときには、申告の錯誤が客観的に明白かつ重大であって更正の請求以外にその是正を許さなければ納税義務者の利益を著しく害すると認められるといった特段の事情がない限り、確定申告に係る所得金額や納付すべき税額等を下回る部分（翌期へ繰り越す欠損金額については上回る部分）までの取消しを求める訴えは、不適法というべきである。

原告は、本件各課税期間の消費税等及び令和元年12月期の法人税について、自ら確定申告を行い（別表3-1・2参照）、その後、本件消費税等更正処分及び本件法人税更正処分を受けたが、更正の請求の手続を経おらず、上記特段の事情に係る主張立証もないから、原告の訴えのうち、原告の申告額を超えない部分（別紙1却下部分目録記載の部分）は、いずれも不適法であり、却下を免れない。

2 争点1（本件各期において本件下宿営業から生ずる収益が原告に帰属するか否か）について (1) 認定事実

上記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告の定款等

(ア) 原告は、平成20年2月1日、姫路税務署長に対し、備考欄に「会社設立しましたが、設立後に事業活動をしてないので休眠届けを提出します。」と記載された異動届出書を提出した（乙2）。

(イ) 原告は、平成28年4月1日に定款を変更するまで、その目的に「下宿、ホテル、旅館等の宿泊施設の経営」を掲げていなかった（乙1）。

イ Cに関する不動産の所有関係等

Cは、兵庫県姫路市に所在する宿泊施設であり、平成27年12月期及び平成28年12月期（本件各期）においては、本館（ただし、建物の一部は甲の自宅である。）、2号館及び3号館があった。

Cの敷地である土地（別表1順号1～4）及び本館は、昭和47年11月●日の相続及び昭和49年6月26日の遺産分割により、乙が持分9分の6を、甲が持分9分の3をそれぞれ取得したものである。また、2号館は、乙が昭和49年6月26日の売買により取得したものであり、3号館は、所有者を乙として平成3年11月19日に新築されたものである。（乙11～17）

その後、原告は、平成27年7月22日（平成27年12月期）、別表1順号4の土地の乙持分の一部（共有持分9分の1）を、乙から売買により取得し、さらに、平成29年5月23日（平成30年12月期）、同別表1順号1の土地の乙持分の全部及び同順号4の土地の乙持分の全部を売買により取得した（乙11、14）。

その他、平成27年1月1日時点、平成28年1月1日時点、平成30年1月1日時点

及び平成31年1月1日時点におけるCに関連する不動産の所有状況は、それぞれ別表1-1ないし1-4記載のとおりである。

ウ Cに関する旅館業の許可等

(ア) 乙は、Cについて、昭和44年12月5日に飲食店営業の許可を、昭和45年2月10日に旅館業の許可を受けていたが、平成7年12月22日付けで、これらの許可に係る廃業届が提出された(乙5、弁論の全趣旨)。

(イ) 甲は、Cの本件許可施設(本館の一部と3号館等)について、個人として、平成7年11月21日に食品衛生法上の飲食店営業の許可を、平成8年1月5日に旅館業法上の旅館業の許可をそれぞれ受けた。他方、原告は、C(本件許可施設及び本件許可外施設)につき、現在に至るまで、これらの許可を受けていない。(乙5)

エ Cの売上金の振込先等

(ア) 平成27年及び平成28年(本件各期)当時のCの利用代金の請求書には、請求者として「C」と記載されており、その振込先は、E信用金庫●●支店の普通預金口座(口座番号●●●●●)又はF銀行●●支店の普通預金口座(口座番号●●●●●)とされている。また、上記請求書は、請求額の内訳(日付ごとの宿泊人数、食事、個室の数等)や単価等を記載する様式となっているが、旅館やホテル、簡易宿舎、下宿などの利用形態が明らかになる様式とはなっていない。なお、平成30年6月頃以降の請求書においては、E信用金庫●●支店の普通預金口座が、G信用金庫姫路中央支店の普通預金口座(口座番号●●●●●)に変更されている。(乙22、26)

上記の各普通預金口座(本件各甲口座)は、いずれも甲名義のものであり、本件各甲口座に係る印鑑届等の名義人として、いずれも「C代表甲」と記載されていた(乙25~29)。

(イ) 原告は、平成29年4月5日、株式会社Hとの間で、Cの利用代金について、原告名義の普通預金口座(本件クレジットカード決済口座)を決済口座とする旨の加盟店契約を締結した。本件クレジットカード決済口座には、平成29年12月期の利用代金として合計15万2166円が入金されている。(乙23、24)

オ 本件各期の法人税等の確定申告等

(ア) 原告は、平成28年2月29日、姫路税務署長に対し、売上高を798万8400円とする法人事業概況説明書を添付して(なお、販管費の欄は、従業員給料の欄を含め、全て空欄である。また、貸借対照表や損益計算書は添付されていない。)、平成27年12月期の法人税等の確定申告書を提出した。上記説明書には、原告の事業として、「寄宿舍、不動産、その他」と記載されていた。(乙59)

(イ) 原告は、平成29年3月1日、売上高を505万6000円とする法人事業概況説明書を添付して(なお、販管費の欄は、従業員給料の欄を含め、全て空欄である。また、貸借対照表や損益計算書は添付されていない。)、平成28年12月期の法人税等の確定申告書を提出した。上記説明書には、原告の事業として、「不動産業、下宿」と記載されていた。(乙59)

カ 甲とのやり取りに関する丙税理士(丙税理士)の供述

(ア) 丙税理士は、令和2年10月20日の税務調査において、調査担当者に対し、平成30年12月又は平成31年1月頃の甲とのやり取りについて、次のとおり述べた(乙7

3・6頁。なお、丙税理士に、あえて原告に不利な虚偽の供述をする動機があるとは認められず、丙税理士の供述は信用することができる。)

「その際（注：平成30年12月又は平成31年1月頃）に、甲社長（注：甲）から平成29年12月期の決算時にも申し出のあった、建物取得に係る消費税を還付できないのかという話になりました。私としては、平成29年12月期の申告書作成の際に、甲社長に、A（注：原告）の平成27年12月期において、「法人としてほとんど活動していない」と聞いており、今更、何を言っているのかと思いました。甲社長は、私に対して、平成27年12月期において、年間1,000万円を超える売上げをあげたら、還付してもらえらるんですね、というような話でした。」

「甲社長からは、平成30年12月期の申告に当たって、Aの売上計上方法の相談があり、Cの売上げの一部をAの売上げとして計上できないかというような話がありました。社長の説明としては、Cについて、部門分けのようなことをして、一部はAの売上げとして計上することができないかということでした。私としては、あくまでCは個人でやっていると聞いており、社長からも「部門分け」に係る資料の提示もなかったことから、社長から相談のあったCの売上げの一部をAで計上するというところに、合理性はないと判断しました。」

(イ) 上記やり取りの際に甲が丙税理士に交付した書面（乙73・11頁）には、次の記載がある。

「① 消費税の還付の兼合いから課税業者の必要があるので、法人でも課税売上（旅館は親、D又貸しは私、民泊は法人）を計上したい。

② さしあたり消費税は簡易課税（必要時の三カ月前に本則に変更）」

キ 本件各期の法人税等の修正申告等

原告は、上記カの丙税理士とのやり取り後の平成31年2月18日、姫路税務署長に対し、本件各期の法人税等の修正申告書（原告が自ら作成したもの）を提出した。修正申告書添付の各決算報告書には、平成27年12月期の売上高が1098万4340円、平成28年12月期の売上高が1095万3800円である旨が記載されていたが、「販売管理費」はいずれも0円と記載されていた。また、修正申告書添付の各損益計算書には、人件費が一切計上されておらず、修正申告書添付の各法人事業概況説明書の「期末従業員等の状況」欄には、「常勤役員1（人）」と記載されている。（乙59）

原告は、本件各期の法人税等の各修正申告書と併せて、平成27年12月期の課税売上高が1000万円を超えることになったとして、同期を基準期間とする平成29年12月課税期間を適用開始期間とした消費税課税事業者届出書を提出した。（乙61）

(2) 認定事実を踏まえた検討

ア 旅館業法上の旅館業（下宿営業を含む。同法2条1項、4項）を営もうとする者は、旅館業の許可を得る必要がある（同法3条）。また、食品衛生法上の飲食店営業に当たる場合、旅館業の許可だけでなく、飲食店営業の許可を得る必要がある（食品衛生法55条1項、同施行令34条の2第2号、35条1号）。しかし、原告は、本件各期において、これらの許可を受けておらず（認定事実ウ（イ））、旅館業及び飲食店営業としての本件下宿営業を適法に営むことができる地位になかったと認められる。

イ 本件各期の確定申告書に添付された法人事業概況説明書には、従業員給料の欄を含め、

販管費の欄は全て空欄であり（認定事実オ（ア）、（イ））、本件各期の修正申告書に添付された決算報告書においても、販売管理費は0円と記載されており、損益計算書には人件費が一切記載されていない（同キ）。これらの記載等に照らせば、原告は、本件各期において、本件下宿営業に従事する従業員を有していなかったと認められる。

ウ 原告は、平成27年7月22日（平成27年12月期）、別表1順号4の土地の乙持分の一部（共有持分9分の1）を、乙から売買により取得しているが、それ以外に、本件各期において、Cに関する不動産を所有していない（認定事実イ）。また、本件各期において、原告と乙との間で、本件許可外施設の利用権が設定されたことを裏付けるような事情は全くうかがわれず、これを認めるに足りる証拠も見当たらない。したがって、原告は、本件各期において、本件下宿営業を営むための資産や利用権を有していなかったと認められる。

エ Cの利用代金に係る請求書には、請求者として「C」と記載されており、その他の記載内容を見ても、Cの営業主体が原告であることをうかがわせるような記載は見当たらない。また、本件許可施設における旅館業の売上げと本件許可外施設における本件下宿営業の売上げとを区別する様式にもなっていない（なお、上記請求書とは別に本件下宿営業用の請求書等があったこともうかがわれない。）。

また、利用代金の振込先は、原告名義の口座ではなく、甲名義の口座（本件各期当時はE信用金庫●●支店とF銀行●●支店の普通預金口座）とされている（認定事実エ（ア））。また、原告名義の本件クレジットカード決済口座にCの利用代金が入金されるようになったのは、加盟店契約が締結された平成29年4月以降のことである（同エ（イ））。

そうすると、原告は、本件各期において、本件下宿営業に係る利用料金の支払を受ける地位になかったと認められる。

オ さらに、丙税理士の供述（平成30年12月又は平成31年1月頃の甲と丙税理士のやり取りの内容）をみると、甲は、丙税理士に対し、平成27年12月期の原告について、「法人としてほとんど活動していない」と説明していたが、本件大阪建物を建築した後の平成30年12月又は平成31年1月頃になって、丙税理士に対し、平成27年12月期において原告に1000万円を超える売上げがあれば、建物取得に係る消費税を還付してもらえることを確認し、Cの売上げの一部を原告の売上げとして計上することができないかという内容の相談をしている（認定事実カ（ア））。そして、丙税理士は、そのような相談には合理性がないと判断しており、原告は、自ら作成した修正申告書をもって、本件各期の原告の法人税等につき修正申告を行っている（同カ、キ）。

このようなやり取り等に加え、甲が丙税理士に交付した書面の記載内容（認定事実カ（イ））にも照らせば、原告が本件各期の法人税等の修正申告を行ったのは、当初の確定申告の誤りを発見したためではなく、還付金を獲得する目的で、事後的に、本件各期において原告を課税事業者と位置付けようとしたためであると推認される。

カ 以上のとおり、原告は、本件各期において、本件下宿営業を適法に営むことができる地位になく（上記ア）、本件下宿営業に従事する従業員を有しておらず（上記イ）、本件下宿営業を営むための資産やその利用権を有しておらず（上記ウ）、本件下宿営業に係る利用料金の支払を受ける地位にもなかったと認められ（上記エ）、また、原告が修正申告に至った目的等（上記オ）も踏まえると、原告は、本件各期において、本件下宿営業の経営者

(営業主体)ではなかったと認めるのが相当である。

よって、本件各期における本件下宿営業から生ずる収益は、原告に帰属しないというべきである。

(3) 原告の主張について

ア これに対し、原告は、Cの営業のうちには旅館業許可を要しない下宿営業（ビジネス下宿）が存在しており、原告はこれを営んでいたと主張し、甲の陳述書（甲52）にもこれに沿う記載がある。

原告の主張は、要するに、本件下宿営業は本件許可外施設の賃貸業であって、旅館業法2条1項の旅館業ではない旨をいうものと解される。しかし、原告が本件許可外施設を賃貸（転貸）していたことを裏付ける資料等も見当たらないし、原告が本件各期の法人税等の修正申告に至った目的等（上記オ）も踏まえると、本件下宿営業は賃貸業である旨の甲の陳述書の内容は、その根拠とする事実関係も含め、信用することができない。その他、上記（2）で指摘した点も踏まえると、本件下宿営業は旅館業に該当しない旨の原告の主張は、採用することができない。

また、本件各期において、Cの名称ないし屋号で行われていた営業のうち本件下宿営業とそれ以外の営業とが区別されていたこと（部門分けがされていたこと）を裏付ける本件各期当時の資料等は見当たらないし、丙税理士は、税務調査において、Cは甲個人で営んでいると聞いており、甲から部門分けに関する資料も提示されなかった旨述べている（認定事実カ）。これらに加え、上記（2）で指摘した点にも照らすと、Cの名称ないし屋号で行われていた営業活動において、本件下宿営業とそれ以外の営業の区別が実際に存在していたとは考え難く、また、その営業ごとに経営者（営業主体）が別々であったとも考え難く、原告の上記主張は、これらの点からも採用することができない。

イ 原告は、従業員を有していなかった旨の被告の指摘に対し、留守番だけの従業員でも事業が成り立つ仕組みを構築した上、乙の事業の従業員を利用していか、従業員との間で請負契約を締結していたため法人税申告書に記載されていないにすぎないなどと主張する。

しかし、原告が乙の事業の従業員を利用していたことを裏付ける資料等は特に見当たらないし、なぜ乙の事業の従業員が無償で原告の業務を行っていたのか（あるいは、原告が負担すべき人件費をなぜ乙が負担していたのか）も不明である。また、原告が従業員との間で請負契約を締結していたのであれば、外注費として計上されるはずであるのに、法人事業概況説明書に外注費は計上されていない（乙59）。その他、上記（2）で指摘した点も踏まえると、原告の上記主張は信用性に乏しく、採用することができない。

なお、原告は、従業員を有していた裏付けとして、従業員募集に係る広告原稿（甲43）を提出するが、実際に広告がされたかどうかは不明であるし、広告を見て応募があったかどうかも不明であり、原告が従業員の人件費を負担した形跡がないことに照らしても、上記証拠は上記認定判断を左右するに足りない。

ウ 原告は、本件下宿営業を営むための不動産（本件許可外施設）を、乙から借り受けていたと主張する。

しかし、そもそも、本件下宿営業に用いていたとする本件許可外施設の範囲はよく分からない上、本件各期において、原告と乙との間で、本件許可外施設の利用権が設定された

ことを裏付けるような事情も全くうかがわれず、これを認めるに足りる証拠も見当たらないことは前述のとおりである。また、これまでに指摘した事情からすれば、被告の主張に対する原告の反論は、全体として信用性に乏しいといわざるを得ない。原告の上記主張は採用することができない。

エ 原告は、本件下宿営業を含む事業全体についてCの屋号でまとめて宿泊等の受付や経理を行っており、口座に入金された利用代金や売上は、建物の全体的な利用状況等を踏まえ乙や原告に合理的に配分しており、税務署とも協議の上でこれを行っていたと主張する。

しかし、原告がその根拠として提出する令和4年1月9日付けの「協議の確認書（Cの件）」と題する書面（甲42）は、本件各処分後に原告が作成したものにはすぎない上、客観的な裏付けがあるものでもない。また、配分割合等につき合理的な根拠があることもうかがわれぬ（むしろ、甲が、税務上の有利不利の観点から、特段の根拠なくCの売上げを乙と原告に割り付けたとみる方が自然である。）。原告の上記主張は採用することができない。

原告は、その他にも縷々主張するが、独自の見解に基づくものであるか、上記認定判断を左右するに足りないものであって、いずれも採用することができない。

3 争点2（本件各仕入れに係る法律効果が実質的に甲に帰属するか否か）について

（1）認定事実

上記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 商品先物取引に係る利益等

（ア）原告は、令和元年11月頃、原告名義の先物取引口座（本件先物取引口座）を開設した上、同月18日から同年12月30日までの間、本件先物取引口座を通じて商品先物取引（本件各商品先物取引）を行った（乙40）。

（イ）原告の、令和元年12月期における、本件各商品先物取引により生じた利益及び付随費用（消費税等込み）は、以下のとおりである（乙40、41）。

費目	金額
受渡差益（本件先物差益）	1,549,000円
受渡決済の取引委託手数料（本件受渡決済手数料）	228,140円
本件仕入れ1の建手数料（本件建手数料）	6,766円
本件金地金1の出庫料（本件出庫料）	3,300円

イ 本件仕入れ1に関する事実

（ア）本件仕入れ1

甲は、令和元年12月10日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に1200万円を振込送金し、原告は、同月11日、本件原告預金口座から本件先物取引口座に1億円を振込送金した（乙40、42、43）。

原告は、令和元年12月27日、本件先物取引口座において、本件各商品先物取引に係る買い注文の受渡決済をした（上記ア（イ）の利益及び付随費用が発生）。原告は、これにより、本件金地金1を、別表2-1のとおり、合計9755万7900円で取得した（本件仕入れ1）。（乙40）

本件仕入れ1に係る受渡決済の金額9755万7900円から本件先物差益を控除し

た9600万8900円（本件支出額1）に、本件受渡決済手数料、本件建手数料及び本件出庫料を加算した合計9624万7106円は、本件先物取引口座の証拠金残高から清算された。（乙40）

（イ）本件仕入れ1に係る作成書類

原告及び甲は、令和元年12月31日付けで、本件仕入れ1に関し、以下の書面を作成した。なお、以下の書面のうち、本件契約書及び本件物品借用書1-1は、令和2年3月13日に公証人による確定日付の付与を受けているが、本件物品借用書1-2は、公証人による確定日付の付与を受けていない。

a 本件契約書（乙44・1～2頁）

本件契約書には、要旨、以下の内容が記載されている。

（a）目的（1条）

原告は、甲に対して負担する債務を担保するため、原告所有の動産（金地金1キロバー17枚、総重量17キログラム〔乙44・3頁〕）に、極度額を1億円とし、被担保債権の範囲を原告の継続的売買取引による債権とする根抵当権を設定した。

（b）留置権の設定（2条）

原告は、甲に対する債務の履行を担保するため、原告所有の上記（a）の動産に対し留置権を設定し、甲はその動産の引渡しを受けた。

甲は、引渡しを受けたこの動産について、利用及び使用することができることとする。さらに、その運用によって生じた果実は、利息に代えて甲に帰属することとする。

（c）期限の利益喪失（5条）

原告が次の各号（略）の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、又は全債務につき期限の利益を失い、直ちに根抵当権を実行されても異議はない。

b 本件物品借用書1-1（乙44・4頁）

本件物品借用書1-1には、甲は、原告から、金地金（金地金1キロバー17枚、総重量17キログラム）を借り受けること、その借用目的は留置及び運用であること、留置物の運用で得た果実は甲に帰属することが記載されている。

c 本件物品借用書1-2（乙45）

本件物品借用書1-2には、本件物品借用書1-1記載の内容に加え、甲は留置物を消費できること（5：消費寄託）、甲が、同種・同等・同量の物の還付を行うことにより契約が終了すること（6：清算）が記載されている。

（ウ）本件金地金1の保管

原告は、甲に対し、上記（ア）で取得した本件金地金1を引き渡し、甲は、本件金地金1を保管していた。

（エ）本件金地金1の売却

甲は、売却先業者に対し、令和2年1月16日から同年2月28日までにかけて、本件金地金1を、別表2-1「売却金額（税込）」欄記載のとおり、合計1億0517万2100円で売却した。

ウ 本件仕入れ 2～4 に関する事実

(ア) 本件仕入れ 2

甲は、令和 2 年 5 月 26 日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に 6000 万円を振込送金した（乙 42、43）。

原告は、同日、本件金地金 2 を、購入先業者から代金合計 6627 万円で購入した（乙 43、50）。

(イ) 本件仕入れ 3

原告は、令和 2 年 6 月 8 日、本件金地金 3 を、購入先業者から代金合計 6590 万円で購入した（乙 51）。

(ウ) 本件仕入れ 4

甲は、令和 2 年 6 月 17 日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に 7452 万 6623 円を振込送金した（乙 42、43）。

原告は、同月 19 日、本件金地金 4 を、購入先業者から代金合計 6572 万円で購入した（乙 43、51）。

(エ) 本件仕入れ 2～4 に関する作成書類

原告及び甲は、令和 2 年 6 月 30 日付けで、本件仕入れ 2～4 に関し、以下の書面を作成した。なお、本件覚書及び本件物品借用書 2-1 は、同年 6 月 30 日に公証人による確定日付の付与を受けているが、本件物品借用書 2-2 は、公証人による確定日付の付与を受けていない。

a 本件覚書（乙 52）

本件覚書には、要旨、以下の内容が記載されている。

(a) 根抵当権設定契約（1 条）

甲は、原告に対し、令和 2 年 6 月 30 日に、原告が購入を予定する金地金買付費用を貸し渡す契約を締結し、極度額を 2 億円とし、被担保債権の範囲を原告との継続的取引による債権とする根抵当権を設定した。

(b) 根質権設定（3 条）

原告は、甲に対する債務の履行を担保するため、原告所有の動産（金地金 1 キロバー 30 枚、総重量 30 キログラム [乙 52・3 頁]）の上に質権を設定し、甲はその動産の引渡しを受けた。

ただし、原告は、金銭貸借執行までは、いつでも還付請求できる。また、甲は、引渡しを受けた動産について、利用及び使用できることとする。さらに、上記動産の運用によって生じた果実については、利息に代えて甲に帰属することとする。

(c) 流質（5 条）

原告が弁済期に債務の支払をせず、又は期限の利益を喪失した場合は、甲は、原告に対して、何らの通知も要せずに、動産を任意に売却し、その代金を本件債務の弁済に充てることができる。

b 本件物品借用書 2-1（乙 52・4 頁）

本件物品借用書 2-1 には、甲は、原告から、金地金（金地金 1 キロバー 30 枚、総重量 30 キログラム）を借り受けること、その借用目的は留置及び運用であるこ

と、甲は留置物を消費できること、根質権の設定は同種・同等・同量の物の還付で終了すること、留置物の運用で得た果実は甲に帰属することなどが記載されている。

c 本件物品借用書 2-2 (乙 5 3)

本件物品借用書 2-2 には、本件物品借用書 2-1 とおおむね同旨の内容が記載されている。

(オ) 本件金地金 2~4 の保管

原告は、甲に対し、上記 (ア) ないし (ウ) で取得した本件金地金 2~4 を引き渡し、甲は、本件金地金 2~4 を保管していた。

(カ) 本件金地金 2~4 の売却

甲は、売却先業者に対し、令和 2 年 6 月 9 日から同年 7 月 10 日までにかけて、本件金地金 2~4 を、別表 2-2 「売却金額 (税込)」欄記載のとおり、合計 2 億 0 1 6 6 万円で売却した。

エ 令和 2 年 8 月 7 日付けで作成された書類

(ア) 本件確認書 1-1 及び 1-2

原告及び甲は、令和 2 年 8 月 7 日付けで、本件仕入れ 1 に関し、以下の書面を作成した。なお、以下の書面のうち、本件確認書 1-1 は、同月 11 日に公証人による確定日付の付与を受けているが、本件確認書 1-2 は、公証人による確定日付の付与を受けていない。

a 本件確認書 1-1 (乙 5 5)

本件確認書 1-1 には、原告と甲が、本件契約書 1 条に記載された被担保債権の令和 2 年 8 月 7 日時点における残高は 9 6 2 4 万 3 8 0 7 円であり、その弁済期は令和 4 年 3 月 3 1 日であることなどを確認する旨記載されている。

b 本件確認書 1-2 (乙 5 6)

本件確認書 1-2 には、原告と甲が、本件契約書について、令和 2 年 8 月 7 日における根質権設定の動産の消費寄託の数量は、地金 1 キロバー 1 7 枚・総重量 1 7 キログラムであることや、原告と甲との消費寄託が執行されていることなどを確認する旨記載されている。

(イ) 本件確認書 2 (乙 5 7)

原告及び甲は、令和 2 年 8 月 7 日付けで、本件仕入れ 2~4 に関し、本件確認書 2 を作成した。なお、本件確認書 2 は、同月 11 日に公証人による確定日付の付与を受けている。

本件確認書 2 には、原告と甲が、本件覚書に記載された貸付金の令和 2 年 8 月 7 日時点における残高が 1 億 9 7 8 9 万 4 5 6 0 円であること、貸物は地金 1 キロバー 3 0 枚、総重量 3 0 キログラムであること、その弁済期は令和 4 年 3 月 3 1 日であることなどを確認する旨記載されている。

(2) 判断枠組み

法人税法 11 条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、法人税法の規定を適用する旨定め (実質所得者課税の原則。所得税法 12 条も同旨)、消費税法 13 条 1 項は、法律上資産の

譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であって、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、消費税法の規定を適用する旨定めている（実質行為者課税の原則）。

これらの規定の趣旨は、課税物件等の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判断すべきとするものと解され、本件各仕入れに係る法律効果が実質的に誰に帰属するかは、一連の取引に係る経済的損益の帰属先、その取引全体の仕組みや目的など、諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解される。

なお、原告は、この点に関し、上記のいわゆる法律的帰属説は上記各規定の文理上無理があるとか、法人税法11条は自然人である甲を収益の帰属先とする根拠として不適切であるなどと縷々主張するが、いずれも採用することができない。

(3) 検討

ア 原告は、甲を代表取締役とする株式会社であり、原告の役員は甲だけであるから（前提事実（1）ア）、甲は、原告の意思決定や意思表示を自由に行い得る立場にあったといえるし、原告と甲の間で資金等を移動することも自由に行い得る立場にあったといえる。

イ 本件各仕入れの購入資金の原資についてみると、本件確認書1-1では、原告の甲からの貸付金残高は9624万3807円とされるが、これは、本件支出額1に本件受渡決済手数料等を加算した合計9624万7106円とほぼ一致する（なお、差額の3299円は本件出庫料3300円に相当する。認定事実ア（イ）、イ（ア）、エ（ア）a）。また、本件確認書2では、原告の甲からの貸付金残高は1億9789万4560円とされるが、これは、本件支出額2ないし4の合計額に配送手数料を加えた金額と一致する（認定事実ウ（ア）～（ウ）、（オ））。以上に加え、甲は、税務調査において、本件確認書1-1の9624万3807円の貸付金につき、「金（きん）を買った時に発生したと思う。」と述べていること（乙58・18頁）、取引履歴により判明しているものだけでも、甲は、原告に対し、本件各仕入れの直前に、本件個人預金口座から本件原告預金口座に振込送金する方法により、本件仕入れ1については1200万円、本件仕入れ2ないし4については合計1億3452万6623円（購入代金の約70%）の資金を移動していること（認定事実イ（ア）、ウ（ア）～（ウ））、原告の事業活動から生じた利益による自己資金（又は甲以外の第三者からの借入れ）の存在を示すものが特に見当たらないことも踏まえると、本件各仕入れの購入代金は、全体として、甲個人が出捐した資金が原資であると推認される。

ウ 次に、本件各金地金の動きについて検討するに、原告は、購入先業者から引渡しを受けた本件各金地金を甲に引き渡し、甲が保管していたこと、甲は、自らの判断で、本件各金地金を売却先業者に売却し、売却利益を含む売却代金を取得していることが認められる（前提事実（3））。これに対し、原告は、購入した本件各金地金をそのまま甲に引き渡したにすぎず、その売却による利益を得ていない。

エ また、本件各仕入れを原告が行うことにより、原告は、消費税等の課税事業者であるとして、仕入税額控除に係る消費税等の還付金の支払を受けることができ、実際にも、原告は、姫路税務署長に対し、本件各金地金の消費税等合計4435万1301円の還付を求めている。他方、甲は、消費税等の確定申告書を提出しておらず、消費税等の課税事業者であれば負担する必要がある、本件各金地金の売却に係る消費税等の納税を行っていない

(前提事実(4)イ(イ)、弁論の全趣旨)。

オ これらの事実からすれば、本件各金地金に係る一連の取引は、甲の資金を原資として本件各金地金を購入し、甲がこれを売却して売却利益(キャピタルゲイン)を取得する取引というべきであり、甲自身ではなく原告が本件各金地金を購入することによる実質的な違いは、原告が本件各金地金の購入代金に係る消費税等の還付を受け得ることにある。

そうすると、本件各金地金に係る一連の取引は、甲が、原告に本件各金地金の消費税等の還付金を獲得させる目的で、形式上、原告を本件各金地金の購入者として介在させたものであり、その実質は、甲が、自己の資金をもって本件各金地金を購入し、時機を見てこれを売却し、その差額に係る売却利益を得ていたものとみるほかはない。

したがって、本件各仕入れにおいて原告は単なる名義人にすぎず、本件各金地金から生ずる収益の法律上帰属する主体は、甲個人であると認めるのが相当である。

(4) 原告の主張について

ア これに対し、原告は、原告と甲との基本的な合意内容について前記第2の6(2)(原告の主張)のとおり主張するとともに、本件各金地金に係る一連の取引は消費寄託類似のものであり、甲が本件各金地金を処分した後、同種・同等・同量の金地金を返還することにより清算することが予定されていたから合理性を有するし、実際、原告と甲との間で清算が行われていると主張する。

しかし、上記(3)で説示したとおり、本件各金地金に係る一連の取引は、甲が、原告に消費税等の還付金を獲得させる目的で、形式上、原告を本件各金地金の購入者として介在させたものであって、その実質は、甲個人が本件各金地金を購入し売却しているものというべきであり、基本的な合意内容に係る主張や消費寄託類似の取引であるといった主張は、このような還付金獲得スキームを外形的に正当化するためのものにすぎず、一連の取引の実態に即したものと認められない(なお、甲は、平成31年1月頃、丙税理士に対し、「金地金の取引を法人でやっていいのか」と質問しており〔乙73・7頁〕、その頃から上記スキームの実行を検討していたものと考えられる。)。また、原告は、甲との間で実際に清算が行われたとしているが、税務調査が開始された後のことであって(甲39、40)、税務調査対策の趣旨で行われたものと考えられ、上記認定判断を左右するに足りない。原告の主張は採用することができない。

なお、本件契約書及び本件覚書は、本件各金地金に留置権又は根抵当権が設定され、期限の利益を喪失した後でなければ処分できないとされ(認定事実イ(イ)a、ウ(エ)a)、消費寄託の性質とは矛盾する内容となっており、本件各金地金に係る一連の取引が消費寄託類似のものともみること、原告(代表者甲)と甲が事前に作成した本件契約書等からも困難である。

イ 原告は、本件各仕入れに係る購入資金は、原告自身の事業資金によるものであり、不足分について甲から借り入れていたにすぎないと主張する。

しかし、取引履歴により判明する金額(本件各仕入れの前に本件個人預金口座から本件原告預金口座に振込送金された金額)が購入金額の全額に満たないとはいえ、上記(3)イで説示した事情を踏まえれば、本件各仕入れの購入代金は、全体として、甲個人が出捐した資金が原資であると優に推認できるというべきであり、かかる推認を覆すに足りる事情は見当たらない。原告の上記主張は採用することができない。

ウ その他、原告は、被告の主張に対応して、本件契約書や本件覚書の「運用」とは処分を含むなどと縷々主張するが、いずれも上記認定判断を左右するに足りない。原告の主張はいずれも採用することができない。

4 争点3（本件各還付金が、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か）について

(1) 法人が消費税等の経理処理につき税込経理方式を採用している場合、法人税の課税所得金額の計算上、還付を受ける消費税等は益金の額に算入される。また、消費税等は、申告納税制度を採用しており、還付されるべき消費税額は、消費税等の納税申告書を提出したときに確定する。したがって、還付を受ける消費税等は、納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入することとなる。

(2) 原告の法人税等の確定申告書に添付された法人事業概況説明書には、平成29年12月期については「経理」欄の「税込」に印が付けられ、平成30年12月期については「経理方式」欄に「税込経理方式」に印が付けられており（乙59の3・4）、原告は、平成29年12月期及び平成30年12月期の消費税等の経理処理につき、税込経理方式を採用していたと認められる。そして、原告は、平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間に係る消費税等の還付申告書を、それぞれ平成31年2月23日及び同月25日に提出しており、これらはいずれも令和元年12月期に属する。

よって、平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間に係る消費税等の還付金（本件各還付金）は、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入されるべきである。

(3) これに対し、原告は、争点2で判断したように本件各仕入れの実質的な法律効果が原告に帰属しないのであれば、本件各還付金についても原告に帰属しないはずであり、本件各還付金を益金の額に算入することは不当である旨主張する。

しかし、消費税等の還付金が更正された場合、更正後の税額は、別途、更正処分確定時の事業年度の法人税の課税所得金額の計算上考慮される。すなわち、本件についてみれば、平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間に係る消費税等の更正処分が行われた令和3年12月24日の属する令和3年12月期に、更正処分により納付すべき消費税等が損金の額に算入されるのであるから、本件各還付金を令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入することが不当とはいえない。原告の上記主張は採用することができない。

5 本件各処分の適法性について

(1) 本件消費税等各更正処分について

ア 争点1について上記2で判断したとおり、本件各期における本件下宿営業から生ずる収益は、原告に帰属しない。したがって、本件各期における原告の課税売上高は1000万円を超えないものと認められ、原告は、平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間において、消費税の課税事業者には該当せず、免税事業者であった。

また、原告は、平成29年12月課税期間において免税事業者であったから、消費税法12条の4（高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例）の適用の前提を欠き、また、原告の平成29年12月期の売上高は1000万円以下であるから（乙59の3）、令和元年12月課税期間において、消費税の課税事業者には該当せず、免税事業者で

あった。

したがって、平成29年12月課税期間、平成30年12月課税期間及び令和元年12月課税期間においては、消費税法30条の課税仕入れに係る仕入税額控除の適用はない。

イ また、争点2について上記3で判断したとおり、本件仕入れ2～4において原告は単なる名義人にすぎず、本件金地金2～4から生ずる収益の法律上帰属する主体は、甲個人であって原告ではないから、令和2年6月課税期間の消費税等につき、本件支出額2～4を課税仕入れとして仕入税額控除の対象とすることはできない。

ウ なお、原告は、令和2年3月課税期間及び令和2年6月課税期間における控除対象仕入税額の計算についても争っているが、具体的な主張をするものではなく、上記計算に誤りはないと認められる（弁論の全趣旨）。

エ 以上を前提に検討すると、原告の本件各課税期間における消費税等に係る課税標準額及び納付すべき消費税等の合計額は、別表4のとおりと認められ（弁論の全趣旨）、これらは、本件消費税等各更正処分の各課税標準額及び納付すべき消費税額であるから、本件消費税等各更正処分は、いずれも適法である。

(2) 本件法人税更正処分について

争点2について上記3で判断したとおり、本件仕入れ1において原告は単なる名義人にすぎず、本件金地金1の取得に要した費用である本件出庫料は、令和元年12月期の法人税の損金の額に算入されない。また、争点3について上記4で判断したとおり、本件各還付金は、令和元年12月期の法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入される。

以上を前提に検討すると、原告の令和元年12月期における所得金額及び納付すべき法人税額は、別表5のとおりと認められ（弁論の全趣旨）、これらは、本件法人税更正処分における各課税所得金額及び税額等であるから、本件法人税更正処分は、適法である。

(3) 本件各賦課決定処分について

上記のとおり、本件消費税等各更正処分は適法であるところ、原告が納付すべき消費額等を過少に申告していたことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるとはいえない。よって、本件各賦課決定処分も適法である。

第4 結論

よって、原告の訴えのうち別紙1却下部分目録記載の部分はいずれも不適法であるからこれを却下し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 徳地 淳

裁判官 三木 裕之

裁判官 中村 雅人

却下部分目録

(注) 以下の記載においては、①所得の金額又は納付すべき税額が増加する方向及び還付金の額に相当する税額又は翌期へ繰り越す欠損金額が減少する方向をプラス、②所得の金額又は納付すべき税額が減少する方向及び還付金の額に相当する税額又は翌期へ繰り越す欠損金額が増加する方向をマイナスと見て、ある金額よりも、①プラス方向の部分を「超える部分」、②マイナス方向の部分を「超えない部分」と表現する。

- 1 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1252万1126円及び地方消費税の額337万8716円をそれぞれ超えない部分
- 2 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額102万1018円及び地方消費税の額27万5512円をそれぞれ超えない部分
- 3 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額711万7318円及び地方消費税の額200万3767円をそれぞれ超えない部分
- 4 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年1月1日から同年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税の額2900円及び地方消費税の額800円をそれぞれ超えない部分
- 5 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年4月1日から同年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1406万6399円及び地方消費税の額396万7445円をそれぞれ超えない部分
- 6 姫路税務署長が令和3年12月24日付けでした原告の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分(ただし、令和5年3月30日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額0円、還付金の額に相当する法人税の額403円、翌期へ繰り越す欠損金額4201万4814円をそれぞれ超えない部分

以上

略語一覧表

略称等	定義の内容
法人税等	法人税及び地方法人税
消費税等	消費税及び地方消費税
平成27年12月期	平成27年1月1日から同年12月31日までの事業年度
平成28年12月期	平成28年1月1日から同年12月31日までの事業年度
平成29年12月期	平成29年1月1日から同年12月31日までの事業年度
平成30年12月期	平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度
令和元年12月期	平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度
平成29年12月課税期間	平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間
平成30年12月課税期間	平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間
令和元年12月課税期間	平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間
令和2年3月課税期間	令和2年1月1日から同年3月31日までの課税期間
令和2年6月課税期間	令和2年4月1日から同年6月30日までの課税期間
本件各期	平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間の基準期間である平成27年12月期及び平成28年12月期
本件法人税更正処分	令和元年12月期の法人税の更正処分
本件各課税期間	平成29年12月課税期間から令和2年6月課税期間まで
本件消費税等各更正処分	本件各課税期間の消費税等に係る各更正処分
本件各賦課決定処分	平成29年12月課税期間から令和元年12月課税期間まで及び令和2年6月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分
本件各処分	本件法人税更正処分、本件消費税等各更正処分及び本件各賦課決定処分
本件各還付金	平成29年12月課税期間及び平成30年12月課税期間に係る消費税等の還付金
甲	甲
乙	乙
本件各許可	乙が受けているCに係る飲食店営業及び旅館業の各許可
本件許可施設	本件各許可に係る施設（別表1-1の土地欄の順号1の土地その他一筆、施設の場所を別表1-1の建物欄の順号5の建物の帳場、厨房、食堂に係る1階部分及び同欄の順号7の建物）
本件下宿営業	Cの名称又は屋号で行った本件許可施設以外の部分（本件許可外施設）における下宿営業

略語一覧表

略称等	定義の内容
本件許可外施設	本件許可施設以外の施設であって、本件下宿営業に供される施設
本件各甲口座	C代表甲名義のE信用金庫●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●）、C代表甲名義のF銀行●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●）及びC代表甲名義のG信用金庫姫路中央支店の普通預金口座（口座番号●●●●）
本件クレジットカード決済口座	原告名義のE信用金庫●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●）
本件大阪建物	原告が大阪市から平成28年4月7日に購入した大阪市西成区所在の土地に所在する家屋番号●●の建物
D	別表1記載の各土地に隣接する姫路市●●及び●●の各土地上に建設されたDという建物
本件仕入れ1（～4）	原告による購入先業者からの金地金の購入。別表2-1の順号1に係る購入を、本件仕入れ1といい、以降、別表2-2の順号の順に本件仕入れ2ないし本件仕入れ4という。
本件各仕入れ	本件仕入れ1～4
本件個人預金口座	甲名義のF銀行姫路支店普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件原告預金口座	原告名義のF銀行飾磨支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件先物取引口座	令和元年11月頃にI証券株式会社で開設した原告名義の商品先物取引口座
本件各商品先物取引	令和元年11月18日から同年12月30日までの間、原告名義で本件先物取引口座を通じて行った金地金の商品先物取引
本件受渡決済手数料	本件各商品先物取引の受渡決済に係る取引委託手数料
本件建手数料	本件仕入れ1に係る金地金の買い注文の商品先物取引についての建手数料
本件出庫料	本件金地金1の出庫料
本件金地金1（～4）	本件各仕入れにおいて原告が購入先業者から購入した金地金。別表2-1及び別表2-2の順号に応じて、本件金地金1ないし本件金地金4という。
本件各金地金	本件金地金1～4
購入先業者	原告が本件各金地金を購入した金地金の取扱業者
売却先業者	甲が本件各金地金を売却した金地金の取扱業者
本件先物差益	本件各商品先物取引の受渡決済によって令和元年12月期に生じた受渡差益
本件契約書	令和元年12月31日付けの「根抵当権設定契約書」

略語一覧表

略称等	定義の内容
本件確認書 1 - 1	令和 2 年 8 月 7 日付けの本件契約書に関する「金銭貸借および根質契約の確認書」（公証人による確定日付の付与あり）
本件確認書 1 - 2	令和 2 年 8 月 7 日付けの「消費寄託についての確認書」（公証人による確定日付の付与なし）
本件物品借用書 1 - 1	令和元年 1 2 月 3 1 日付けの物品借用書（公証人による確定日付の付与あり）
本件物品借用書 1 - 2	令和元年 1 2 月 3 1 日付けの物品借用書（公証人による確定日付の付与なし）（乙 4 5）
本件覚書	令和 2 年 6 月 3 0 日付けの「根抵当権および根質権設定の覚書」（乙 5 2）
本件物品借用書 2 - 1	令和 2 年 6 月 3 0 日付けの物品借用書（公証人による確定日付の付与あり）（乙 5 2）
本件物品借用書 2 - 2	令和 2 年 6 月 3 0 日付けの物品借用書（公証人による確定日付の付与なし）（乙 5 3）
本件確認書 2	令和 2 年 8 月 7 日付けの本件覚書に関する「金銭貸借および根質契約の確認書」（公証人による確定日付の付与あり）
本件支出額 1	本件仕入れ 1 に係る受渡決済の金額から本件先物差益を控除した金額
本件支出額 2（～ 4）	別表 2 - 2 の順号 2 ないし 4 の各「購入金額（税込）」欄記載の金額
丙税理士	丙税理士

○法人税法〔昭和四十年三月三十一日号外法律第二十四号〕

（実質所得者課税の原則）

第十一条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 以下略

○消費税法〔昭和六十二年十二月三十日号外法律第八号〕

（ただし、第三十条は平成二十七年法律第九号による改正前のもの）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

（その他の号 略）

2 以下略

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を

免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額

イ 基準期間中に行つた第二十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

3 以下略

（高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例）

第十二条の四 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをい

う。以下この条において同じ。）の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（他の者との契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造）（以下この項及び次項において「建設等」という。）をした高額特定資産（以下この項において「自己建設高額特定資産」という。）にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合（第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。）には、当該高額特定資産の仕入れ等の日（次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第二項若しくは第二項若しくは前条第二項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

一 高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。） 当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二 自己建設高額特定資産 当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日

2 以下略

(資産の譲渡等又は特定仕入れを行った者の実質判定)

第十三条 法律上資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、この法律の規定を適用する。

2 略

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保稅地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額」に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保稅地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

- 一 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行つた日
- 二 保稅地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書（同条第二項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告

書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日

三 保稅地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）

当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

2 5 略

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第一項に規定する保稅地域からの引取りに係る課税貨物とは、保稅地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該

課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

（還付を受けるための申告）

第四十六条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、その課税期間分の消費税につき第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 以下略

別表 3 - 1

課税の経緯 (消費税等)

【単位：円】

(別表1)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決	
	年	月 日	平成31年2月23日	令和3年12月24日	令和4年4月27日	令和5年3月30日	
平成29年12月課税期間	消費税	課税標準額	140,000	0	全部取消し	棄却	
		消費税額	8,820	0			
		控除対象仕入税額	12,529,946	0			
		納付すべき消費税額	△ 12,521,126	0			
		地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 12,521,126			0
			納付すべき地方消費税額	△ 3,378,716			0
	過少申告加算税の額						2,358,500
平成30年12月課税期間	消費税	課税標準額	65,613,000	0	全部取消し	棄却	
		消費税額	4,133,619	0			
		控除対象仕入税額	5,154,637	0			
		納付すべき消費税額	△ 1,021,018	0			
		地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 1,021,018			0
			納付すべき地方消費税額	△ 275,512			0
	過少申告加算税の額						168,500
令和元年12月課税期間	消費税	課税標準額	449,000	0	全部取消し	棄却	
		消費税額	31,137	0			
		控除対象仕入税額	7,148,455	0			
		納付すべき消費税額	△ 7,117,318	0			
		地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 7,117,318			0
			納付すべき地方消費税額	△ 2,003,767			0
	過少申告加算税の額						1,343,000
令和2年3月課税期間	消費税	課税標準額	190,000	190,000	全部取消し	棄却	
		消費税額	14,820	14,820			
		控除対象仕入税額	11,907	281			
		納付すべき消費税額	2,900	14,500			
		地方消費税	課税標準となる消費税額	2,900			14,500
			納付すべき地方消費税額	800			4,000
	過少申告加算税の額						
令和2年6月課税期間	消費税	課税標準額	127,000	190,000	全部取消し	棄却	
		消費税額	9,906	14,820			
		控除対象仕入税額	14,076,305	1,289			
		納付すべき消費税額	△ 14,066,399	13,500			
		地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 14,066,399			13,500
			納付すべき地方消費税額	△ 3,967,445			3,800
	過少申告加算税の額						2,682,500

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税の経緯（法人税）

(別表2)

【単位：円】

期	区分		確定申告	更正処分	審査請求	裁 決
	項 目					
令和元年12月期	年 月 日		令和2年2月17日	令和3年12月24日	令和4年4月27日	令和5年5月30日
	所 得 金 額		0	0	全部取消し	0
	納付すべき税額		△ 403	△ 400		△ 400
	翌期へ繰り越す 欠 損 金 額		42,014,814	32,963,637		33,459,781
	過少申告加算税の額					

(注) 「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 4

本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額等

(別表 8-1)

【単位：円】

項 目	順号	平成29年12月課税期間		
		確定申告	加減算した金額	更正処分
確定申告における課税売上額（税抜き）	①	140,894	△ 140,894	0
課税標準額	②	140,000		0
消費税額	③	8,820		0
課税売上額（税抜き）（①の金額）	④	140,894		0
免税売上額	⑤	0		0
課税資産の譲渡等の対価の額（④+⑤）	⑥	140,894		0
課税資産の譲渡等の対価の額（⑥の金額）	⑦	140,894		0
非課税売上額	⑧	0		0
資産の譲渡等の対価の額（⑦+⑧）	⑨	140,894		0
課税売上割合（⑥/⑨）	⑩	100.0%		0
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪	214,799,076	△ 214,799,076	0
課税仕入れに係る消費税額	⑫	12,529,946		0
課税仕入れ等の税額の合計額	⑬	12,529,946		0
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 （⑬の金額）	⑭	12,529,946		0
個別対応方式	⑭のうち課税売上げにのみ要するもの	⑮	12,529,946	
	⑭のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑯	0	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑮+（⑯×⑭））	⑰	12,529,946	
控除対象仕入税額（⑭又は⑰の金額）	⑱	12,529,946		0
納付すべき消費税額（③-⑱） （納付の場合、100円未満切り捨て）	⑲	△ 12,521,126		0
既に納付の確定した消費税額	⑳			△ 12,521,126
差引納付すべき消費税額 （納付の場合、100円未満切り捨て）	㉑	△ 12,521,126		12,521,100
納付すべき譲渡割額 （納付の場合、100円未満切り捨て）	㉒	△ 3,378,716		0
既に納付の確定した譲渡割額	㉓			△ 3,378,716
差引納付すべき譲渡割額 （納付の場合、100円未満切り捨て）	㉔	△ 3,378,716		3,378,700
差引納付すべき消費税等の合計額（㉑+㉔）	㉕	△ 15,899,842		15,899,800

(注) 「⑱～㉕」欄の△は還付金額を示す。

本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額等

(別表8-2)

[単位:円]

項 目	順号	平成30年12月課税期間		
		確定申告	加減算した金額	更正処分
確定申告における課税売上額(税抜き)	①	65,613,446	△ 65,613,446	0
課 税 標 準 額	②	65,613,000		0
消 費 税 額	③	4,133,619		0
課税売上額(税抜き)(①の金額)	④	65,613,446		0
免 税 売 上 額	⑤	0		0
課税資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	65,613,446		0
課税資産の譲渡等の対価の額(⑥の金額)	⑦	65,613,446		0
非 課 税 売 上 額	⑧	195,706,802		0
資産の譲渡等の対価の額(⑦+⑧)	⑨	261,320,248		0
課 税 売 上 割 合 (⑥ / ⑨)	⑩	25.1%		0
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	100,871,178	△ 100,871,178	0
課税仕入れに係る消費税額	⑫	5,884,152		0
課税仕入れ等の税額の合計額	⑬	5,884,152		0
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑬の金額)	⑭			0
個別対応方式	⑭のうち課税売上げにのみ要するもの	⑮	5,146,046	
	⑭のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑯	34,219	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮+(⑯×⑩))	⑰	5,154,637	
控除対象仕入税額(⑭又は⑰の金額)	⑱	5,154,637		0
納付すべき消費税額(⑬-⑱) (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑲	△ 1,021,018		0
既に納付の確定した消費税額	⑳			△ 1,021,018
差引納付すべき消費税額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉑	△ 1,021,018		1,021,000
納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉒	△ 275,512		0
既に納付の確定した譲渡割額	㉓			△ 275,512
差引納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉔	△ 275,512		275,500
差引納付すべき消費税等の合計額(㉑+㉔)	㉕	△ 1,296,530		1,296,500

(注) 「⑱～㉕」欄の△は還付金額を示す。

本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額等

(別表8-3)

[単位:円]

項 目	順号	令和元年12月課税期間		
		確定申告	加減算した金額	更正処分
確定申告における課税売上額(税抜き)	①	450,168	△ 450,168	0
課 税 標 準 額	②	449,000		0
消 費 税 額	③	31,137		0
課税売上額(税抜き)(①の金額)	④	450,168		0
免 税 売 上 額	⑤	0		0
課税資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	450,168		0
課税資産の譲渡等の対価の額(⑥の金額)	⑦	450,168		0
非 課 税 売 上 額	⑧	25,570,041		0
資産の譲渡等の対価の額(⑦+⑧)	⑨	26,020,209		0
課 税 売 上 割 合 (⑥ / ⑨)	⑩	1.7%		0
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	103,866,108	△ 103,866,108	0
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫	7,272,033		0
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額	⑬	7,272,033		0
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑬の金額)	⑭			0
個別対応方式	⑬のうち課税売上げにのみ要するもの	⑮	7,146,280	
	⑬のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑯	125,752	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑮+(⑯×⑩)〕	⑰	7,148,455	
控除対象仕入税額(⑰又は⑱の金額)	⑱	7,148,455		0
納付すべき消費税額(③-⑱) (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑲	△ 7,117,318		0
既に納付の確定した消費税額	⑳			△ 7,117,318
差引納付すべき消費税額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉑	△ 7,117,318		7,117,300
納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉒	△ 2,003,767		0
既に納付の確定した譲渡割額	㉓			△ 2,003,767
差引納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉔	△ 2,003,767		2,003,700
差引納付すべき消費税等の合計額(㉑+㉔)	㉕	△ 9,121,085		9,121,000

(注) 「⑮～㉕」欄の△は還付金額を示す。

本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額等

(別表8-4)

[単位:円]

項 目	順号	令和2年3月課税期間		
		確定申告	加減算した金額	更正処分
確定申告における課税売上額(税抜き)	①	190,909	0	190,909
課税標準額	②	190,000	0	190,000
消費税額	③	14,820		14,820
課税売上額(税抜き)(①の金額)	④	190,909	0	190,909
免税売上額	⑤	0	0	0
課税資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	190,909	0	190,909
課税資産の譲渡等の対価の額(⑥の金額)	⑦	190,909	0	190,909
非課税売上額	⑧	6,375,000	15,339	6,390,339
土地・住宅賃料及び受取利息計上漏れ	⑧-①		15,339	
資産の譲渡等の対価の額(⑦+⑧)	⑨	6,565,909	15,339	6,581,248
課税売上割合(⑥/⑨)	⑩	2.9075%		2.9008%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	167,920	△31,208	136,712
課税仕入れに係る支払対価の額に該当する金額	⑪-①		55,665	
課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額	⑪-②		△86,873	
課税仕入れに係る消費税額	⑫	11,907		9,694
課税仕入れ等の税額の合計額	⑬	11,907		9,694
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑬の金額)	⑭			
個別対応方式	⑭のうち課税売上げにのみ要するもの	⑮	11,907	0
	⑭のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑯	0	9,694
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮+(⑯×⑭))	⑰	11,907	
控除対象仕入税額(⑭又は⑰の金額)	⑱	11,907		281
納付すべき消費税額(⑬-⑱) (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑲	2,900		14,500
既に納付の確定した消費税額	⑳			2,900
差引納付すべき消費税額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉑	2,900		11,600
納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉒	800		4,000
既に納付の確定した譲渡割額	㉓			800
差引納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉔	800		3,200
差引納付すべき消費税等の合計額(㉑+㉔)	㉕	3,700		14,800

(注) 「⑩~㉕」欄の△は還付金額を示す。

本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額等

(別表8-5)

(単位:円)

項 目	順号	令和2年6月課税期間		
		確定申告	加減算した金額	更正処分
確定申告における課税売上額(税抜き)	①	127,272	63,637	190,909
課税標準額	②	127,000	0	190,000
消費税額	③	9,906		14,820
課税売上額(税抜き)(①の金額)	④	127,272	63,637	190,909
免税売上額	⑤	0	0	0
課税資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	127,272	63,637	190,909
課税資産の譲渡等の対価の額(⑥の金額)	⑦	127,272	63,637	190,909
非課税売上額	⑧	6,130,000	260,000	6,390,000
土地・住宅賃料及び受取利息計上漏れ	⑧-①		260,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑦+⑧)	⑨	6,257,272	323,637	6,580,909
課税売上割合(⑥/⑨)	⑩	2.0339%		2.9009%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	198,511,994	△197,885,250	626,744
課税仕入れに係る支払対価の額に該当する金額	⑪-①		13,200	
課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額	⑪-②		△197,898,450	
課税仕入れに係る消費税額	⑫	14,076,305		44,441
課税仕入れ等の税額の合計額	⑬	14,076,305		44,441
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑬の金額)	⑭			
個別対応方式	⑭のうち課税売上げにのみ要するもの	14,076,305		0
	⑭のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	0		44,441
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭+(⑬×⑭))	14,076,305		1,289
控除対象仕入税額(⑭又は⑬の金額)	⑮	14,076,305		1,289
納付すべき消費税額(③-⑮) (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑯	△14,066,399		13,500
既に納付の確定した消費税額	⑰			△14,066,399
差引納付すべき消費税額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑱	△14,066,399		14,079,800
納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	⑲	△3,967,445		3,800
既に納付の確定した譲渡割額	⑳			△3,967,445
差引納付すべき譲渡割額 (納付の場合、100円未満切り捨て)	㉑	△3,967,445		3,971,200
差引納付すべき消費税等の合計額(㉑+㉒)	㉒	△18,033,844		18,051,000

(注) 「⑮~㉒」欄の△は還付金額を示す。

令和元年12月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額

【単位：円】

項目		順号	金額	
所得金額	確定申告における所得金額	①	0	
	加算	売上げの計上漏れ	②	179,829
		雑収入（還付消費税等）の計上漏れ	③	17,196,372
		受取利息の計上漏れ	④	1,038
		受取配当金の計上漏れ	⑤	1,200
		租税公課の過大計上額	⑥	836,700
		水道光熱費の過大計上額	⑦	21,203
		雑費（出庫料）の過大計上額	⑧	3,300
		先物差益の計上漏れ	⑨	1,549,000
		法人税及び地方法人税の損金不算入額	⑩	616,300
		過怠税の損金不算入額	⑪	16,500
		法人税、住民税及び事業税の損金算入額の過大額	⑫	3
所得金額に加算すべき金額（②ないし⑫の合計額）		⑬	20,421,445	
減算	広告宣伝費の損金算入額	⑭	4,480	
	通信費の損金算入額	⑮	40,941	
	事務用品費の損金算入額	⑯	2,809	
	修繕費の損金算入額	⑰	177,231	
	消耗品費の損金算入額	⑱	131,970	
	管理諸費の損金算入額	⑲	56,817	
	水道光熱費の損金算入額	⑳	306,867	
	租税公課の損金算入額	㉑	616,300	
	支払手数料の損金算入額	㉒	1,013	
	雑費の損金算入額	㉓	25,764	
	法人税額から控除される所得税額の損金不算入額の過大計上	㉔	3	
	繰越欠損金の当期控除額	㉕	19,057,250	
所得金額から減算すべき金額（⑭ないし㉕の合計額）		㉖	20,421,445	
加算減算後の所得金額（① + ⑫ - ㉖）		㉗	0	
還付所得税額等		㉘	400	
翌期へ繰り越すべき欠損金額		㉙	33,459,781	

別表 1-1 ~ 2-2 省略